

平成30年度 慈愛会 事業計画

平成30年度の慈愛会経営方針を園長会で決定しましたので、概略の説明を致します。経営方針の主題は、9項目とし、具体的方策について実現したものは削除し、検討中のものはその充実を図り、また新規に取り組む課題を新たに加えました。

少子高齢化、人口減少社会等に伴い、日本の労働力人口（15歳以上で労働者と完全失業者を合わせた人口）の減少は著しい状況です。2014年の労働力人口は6,587万人ですが、2020年には6,314万人となり、約270万人減となります。さらに2030年には5,800万人となり、2020年から約515万人減少します。これは、全国の中学校が約1万カ所であることを考慮すると、1中学校区で約515人の労働力が減少することを意味します。介護福祉士養成施設の平成25（2013年）年の定員充足率は4割～5割に留まり、今後求められる介護人材の推計によれば、2025年度には37,7万人不足することになります。保育士に関しても、2017年度時点で6,9万人が不足している状況です。全国平均での推計ですが、特に都市部での不足が顕著で、慈愛会事業所所在地域での動向も勘案する必要があります。このような外部環境の中、慈愛会としても福祉人材の採用、育成、定着に向けてさらなる抜本的な方策を検討します。

次に、サービスの質の向上にむけて、慈愛会理念、及び社会福祉法人としてのミッション、目的の再確認が必要です。特に介護、障害分野等における契約制度移行後の、経営或いは収益目的の偏重が全国的にみられ、社会福祉法人としての慈愛会の方向性の職員個々への浸透に取り組めます。福祉の現場として法を順守し、公正・公平を旨とし、利用者の尊厳を守りつつ、最後まで人生を豊かに過ごして頂ける支援を心がける法人を目指します。それには、従事する職員の方々の福祉人としての自覚、専門性の醸成、及び慈愛会の現場で働くことの喜びを具現化するため、理事会、園長会、幹部会議等含め、職員個々の意見を取り入れ、また若手の人材育成及び各種委員会、会議等への参画を検討します。現場のサービスの質と向上が守られ、職員の方々の福祉に生きる満足があつてこそ、社会福祉法人としての経営満足があることを再度確認し、個々の現場まで浸透させる年度とします。

最後に、2011年3月に作成された慈愛会ビジョン2020も、残り3年を残すのみとなりました。随時改定をしてきましたが、超少子高齢社会の日本の将来を見据えながら、事業所、地域の様々な生活・福祉課題を発見し、解決に結びつける方策を、次の慈愛会としての目指すべき将来像・ビジョンを描くべく検討を開始します。

「慈愛会ビジョン2020」の9項目にそつて、慈愛会共通の課題及び大刀洗地区・糸島地区・宮崎地区の事業所における主なものを挙げます。

1 法人理念の周知と実践

私たちは、高い理想と向上心を持ち法人理念の実践することにより、社会福祉法人としての使命を果たします。

2 法人将来構想の展開

平成29年度まで、「慈愛会ビジョン2020」を基に将来構想を検討してまいりました。本年度から「慈愛会ビジョンNEXT2030（仮称）」の検討に入ります。10年前と比較すると社会福祉法人のあり方が問われ、公益性・実効性を評価される状況になっています。単に、人のため、地域のためと言うだけの展開では難しくなつてきています。人口減少社会が関わる課題、各市町村が抱える課題、住民の困りごとやサービスの狭間にいる方への支援など、実効性のある形にしてなおかつ、公に表現していかなければ

ならなくなりました。そこには、計画的で再現性のある構想が求められるようになりました。

地域課題を踏まえ、社会福祉法人のあり方をいかに魅せるかという視点でも「慈愛会ビジョンNEXT 2030（仮称）」の検討に入ります。

3 法人施設機能の充実

清心慈愛園及び清心乳児園では、平成30年度に実施される「都道府県計画の見直し」に対応していきます。児童福祉法改正(平成28年6月)で、子どもが権利の主体であることが明確化されたことを受け、「新しい社会的養育ビジョン」が策定されました。今後の方向性を真摯に受け止め、家庭的養護の推進と地域や里親等への総合的な支援体制構築に向けて検討していきます。具体的には、「将来構想委員会（平成25年度設置）」及び「育ちをつなぐ会（平成27年度設置）」において、園舎改築（平成33年度：オールユニット化、小規模化）、ワンステップの子育て相談体制、フォスタリング機関事業(包括的里親支援事業など施設運営・組織づくり)に向けた検討を継続していきます。

地域小規模児童養護施設「歩夢ホーム」は開設して3年が経過しますが、地域活動・行事、地域のスポーツクラブ、学校行事にも積極的に取り組んでいます。子どもたちの生活も安定してきており、継続して地域と共に取り組む姿勢を大切に進めていきます。

また、平成32年度には2ヶ所目の地域小規模児童養護施設の開設を本園の小学校校区内に予定しており、その開設に向けて準備を進めていきます。

医療福祉センター聖ヨゼフ園では、安全で安心できる医療、心豊かな生活を営むための支援を展開します。特に近年は、人工呼吸器を必要とする乳幼児や特別な支援を必要とする児童、高齢化する入園者など、高い安全性と個別的な支援の必要性が求められてきています。対象者の状態に応じた質の高い医療の提供はもとよりライフステージに応じて生活が豊かになるよう各部署が取り組んでまいります。外来では、在宅の重症心身障害児者および自閉症スペクトラム児やダウン症候群の児童がほとんどを占めています。医療福祉センター聖ヨゼフ園での療育が地域生活へつながるよう訪問支援等を使いながら実用性のある療育を目指していきます。また、平成30年4月から保育所等訪問支援事業において乳児園や児童養護施設も利用可能となりました。家庭や教育機関とつながっていくことはもとより乳児園・児童養護施設との連携を強化していくよう努めます。さらに、相談支援事業では、障害児者の自立の促進と権利擁護の観点に立ち、共生社会の実現に向け支援します。各機関との信頼関係を築き、社会資源の開発・開拓に積極的に取り組み、地域に根ざした、「地域の役に立つ有益な医療福祉センター」となるよう努めます。防犯体制や災害発生時における支援体制、親亡き後の支援である「成年後見制度」を含め「重症心身障害児者の心に寄り添う医療・福祉」とは何か、ということを深く考え協議し、障害福祉制度・入所することの意義、サービス内容の在り方等について検証を重ねます。

大刀洗地区では、「総合相談支援センター（仮称）」の実現に向けて、乳児、児童、障害とそれぞれの施設の特徴と専門性を活かし、大刀洗町と協働で相談事業や地域ニーズに応じた新たな事業を展開するための準備を進めています。平成30年度は、子育て支援センターでの相談支援、地域高齢者の送迎サービスに着手します。

また、平成30（2018）年の診療報酬・障害報酬・介護報酬の同時改定および療養介護の経過措置見直し、地域医療構想における慢性期病床の大幅減少と重要で厳しい制度改正を踏まえ、事業推進の安定性・持続可能性の確保に努めます。

糸島地区では、地域包括ケアシステムの構成内容である、「住まい、生活支援、介護予防、介護、医療介護の連携、認知症ケア、リハビリ」を糸島地区（富の里、篠原の里）で連携しながら進めます。平成27年度は、前記したように地域包括支援センターの受託、介護予防支援事業の開始、篠原の里デイサービス

の開始、生きがいデイサービスを新たな前原西圏域内の「はつらつ館」で開始しましたが、平成28年度からは新たな介護予防・日常生活支援総合事業が順次開始され、生きがいデイサービス事業は「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」として、新たな事業となります。

宮崎地区では、平成24年度の新規事業として宮崎市大淀地区に小規模多機能型居宅介護事業、通所介護事業を開始しましたが、引き続き、既存居宅介護支援事業とともに内容の充実を図ります。

4 地域福祉の充実発展

全国経営協の「アクションプラン2020（平成28年度～平成32年度）」が示すように、社会福祉法人の公益性の発揮が重要な課題となっています。制度内の事業はもちろんのこと、制度の挟間にあり今なお援助が届いていない方々が多く存在します。そのため、社会及び地域公益のための法人独自事業も重要となっています。平成26年度の規制改革会議等では、多くの社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施していない旨の指摘がなされ、社会福祉法改正によって地域における公益的な取組が責務化されたことを受け、当法人では、平成27年度、社会・地域における公益的な取組の内容の再検討を開始し、現在まで実施してきた事業の内容整理のため、平成26年度からの地域における公益的な取組の実施及び事業種類の整理とともに、会計区分等で事業の見える化の検討を行い、この地域福祉の充実発展の項目に「社会・地域における公益的な取組」の項目を明確にし、制度における地域福祉事業と制度によらない社会・地域への公益的な取組と明確に区別しており、平成30年度も継続することとしています。

これまで、平成12（2000）年から開始した、韓国の社会福祉を学ぶ学生の研修受け入れは、延べ250名（全25大学）で、研修生の多くは韓国の福祉現場で活躍されており、大学の先生や、健康長寿研究所の研究者となった方もいます。また、平成25年度は、アジア社会福祉従事者研修生（フィリピンのソーシャルワーカー1名）、平成26年度は（スリランカの児童指導員1名）、平成27年度は（フィリピンのソーシャルワーカー）を受け入れ、本法人5施設で施設研修を行いました。

聖ヨゼフ園では、大刀洗町から「相談支援事業（平成26年度から）」の委託事業を継続実施します。

清心乳児園、清心慈愛園では、「エンジェルサロン（子育てサロン）」を法人単独事業として継続実施し8年目を迎えます。平成27年度に“抱っこピクス（従来の親子参加型サロン）”と“ほっとサロン（母親のリラクゼーション）”にメニューを再編し、平成30年度は週1回の開催に充実させる予定です。また、5市町村（大刀洗町、小郡市、久留米市、太宰府市、筑前町）と契約している「子育て支援短期入所事業（ショートステイ）」の積極的な受け入れにも努めおり、平成30年度契約市町村を拡大します。

大刀洗地区では、「総合相談支援センター（仮称）」の実現に向けて、乳児、児童、障害とそれぞれの施設の特徴と専門性を活かし、相談事業や事業展開のための準備を進めていきます。大刀洗町のニーズを把握するために大刀洗町との意見交換会を実施しています。平成30年度も意見交換会や自立支援協議会、障害福祉施策策定委員会などに職員を派遣して大刀洗町や地域住民との連携を深めていきます。大刀洗地区の将来構想委員会と連動しながら、移動困難、認知症への対応、不登校、生活困窮など未だ支援が行き届いていない課題に対して、情報を収集・整理し、清心慈愛園・清心乳児園・医療福祉センター聖ヨゼフ園の機能を使い、総合相談支援センターなどの新たなサービスの検討を行います。地域の住民との接点を持つなど地域課題を積極的に収集する取り組みを進め、近隣市町村の行政等との信頼関係を築き、地域に根ざした、「地域の役に立つ有益な総合相談支援センター」となるよう努めます。

篠原の里では、精神障がい者や矯正保護施設退所者の受け入れを可能な範囲で継続し、地域生活定着支援センターとの連携にも努めます。制度の狭間で悩んでおられる方への取組みとして、平成25年2月より福岡市の博多区出来町公園（現在は博多区冷泉公園）で実施しているホームレス支援活動の充実を図り、平成28年度より法人事業として位置づけています。また、平成27年12月12日から地域交流室の地

域への開放による地域福祉事業として「認知症カフェ（しのカフェ よんなっせ）」を、地元中央行政区の協力のもと開始しています。その他地域（中央行政区）との連携及び協働として、平成27年度は行政区と福祉避難所協定を締結し、平成29年度も引き続き合同防災訓練を実施しました。平成28年度から、糸島市及び前原中学校と連携し、引きこもり生徒の居場所の提供事業を実施しています。今後の展開として地域の子供たちが集える場の検討を行っていきます。

富の里では、平成26年度より市内の前原名店街で店舗の部屋を借り「相談室」を月1回開催していましたが平成29年度に終了しています。また、糸島市内高齢者施設の次世代委員による小学校の登下校の際の見守り活動を開始しています。また、平成26年度より開始した糸島市内の障害関連事業等を実施している社会福祉法人と委託契約を交わし、利用者である障がい者の就労訓練事業については、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に伴い、中間的就労である就労訓練事業として位置づけ、今後も継続していきます。さらに、富の里、篠原の里の各事業所は、生活困窮者就労訓練事業認定事業所として登録いたしました。今年度は増加を目指します。登録後から現在まで3名の利用があり、福祉的就労につながっています。また、居住支援法人の検討も行います。南風小学校区の高齢者サロンへの移動支援を平成28年度より実施しており、今年度も継続すると同時に、富行政区における移動支援も検討します。また地域における社会福祉法人の役割の果たし方が重要となっている現状、法人としても「施設機能の充実」で述べたように様々な地域サービスの開発、関係機関との連携等を推進します。

5 サービスの質の向上

利用者本位のサービスのあり方・利用者の権利擁護について理解を深め、生活の質の向上に向けて、グループケアの充実、小規模移行への生活のあり方の検討、及び日中の過ごし方について継続検討します。

平成28年度に実施した法人内全施設にて全職員対象の「接遇自己チェック」の継続実施による効果が期待できるため、平成29年度以降の実施および他の具体策の検討も行います。

清心慈愛園では、今年度も「子どもアンケート（利用者満足度調査）」の実施、権利擁護についての学習会、発達障害への理解など児童が主体的な生活ができる取り組みや学習会を実施していきます。また、子どもの自立支援の一環として、高校生を対象とした「自立支援プログラム」を継続していますが、平成30年度もボランティア団体に協力いただき、自立や進学に向けた児童の様々な体験を通して、自立への選択が幅広くなるよう取り組んでいきます。また、大学進学した子どもに宿舍提供（職員寮）を実施しました。今後は、寄付金（さくらライオンズクラブ等）の受入れ・活用方法（基金設置等）を適宜検討するとともに、子どもの大学進学等への支援のため「奨学資金（積立金）」のシステム化の検討を行います。

今後も、サービスの質の向上を客観化するため、外部評価の適宜実施と法人内部のサービス評価事業を継続します。平成25年度から清心慈愛園・清心乳児園合同で取り組み、平成26年度から聖ヨゼフ園を加え3施設で検討している「子どもとともに育つ養育者のあり方検討会」は、平成27年度より「子どもの育ちをつなぐ会」と名称変更し、平成33年度の改築に向けて、清心慈愛園と清心乳児園のリーダーによる養育者間の育ちをつなぐ検討の場となっています。今年度も引き続き検討を進めていきます。

6 リスクマネジメントの推進

平成25年度は、糸島地区の富の里・篠原の里は福祉避難所として市内福祉施設とともに、糸島市と契約を交わし、また、富の里は富行政地区と、聖ヨゼフ園は大刀洗町と契約、平成27年度は篠原の里が地元中央行政区と契約を交わしていますが、法人・各施設は、法人内部のみでなく地域のリスクに対応する役割を果たします。東日本大震災以後、法人においても総合的なリスクに対する検討を行ってきましたが、平成22年度は聖ヨゼフ園・富の里、平成23年度はグループホーム富の里のBCP（事業継続計

画)を作成しました。清心慈愛園・清心乳児園ではBCPの完成と周知を行っていきます。さらに利用者の方々の安心・安全な環境及びヒヤリハット等の検証を行い、危険予知等の訓練及び事故防止等を推進します。また、清心慈愛園・清心乳児園では平成28年度より警備会社と契約し防犯カメラの新設や防犯機器を導入し、夜間及び外出時の安全確保を強化していますが、平成30年度は法人全体として、総合的な防犯対策の見直し及び環境整備に努めます。また、避難訓練の充実として、火災想定訓練に加え、地震・風水害を想定した避難訓練を実施致します。

聖ヨゼフ園の安全体制について、平成29年度に職員通用口等のオートロック化や入館許可証の義務化、防犯カメラの設置など入館者の管理強化を行いました。本年度は館内の安全性をさらに強化していくとともに地域の福祉避難所としての災害対策やBCP(事業継続計画)も踏まえて何ができるかその実効性を検討していきます。

7 職員の資質の向上

法人の職員研修体系構築に向け、平成22年9月2日の園長会で第1回検討委員会を開催し、平成23年5月から「法人職員研修体系構築プロジェクト」チームを立ち上げ、平成24年3月に法人職員の研修体系がスタートしました。この「法人職員研修体系構築プロジェクト」は平成25年度に名称を「法人職員研修体系推進プロジェクト」と変え、平成25年度は「法人中堅職員ステップアップ研修」を開始、平成26年度は、法人内講師による「中堅職員ステップアップ研修」および「リーダー研修」を実施しました。平成27年度は新たに「マネジメント研修」を実施し、これで階層に対応した法人の研修体系構築は完了しました。さらに、研修体系を充実させるために平成29年度からスタートした「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程テキスト」に準じた新任職員研修(2年目を対象)も継続して実施予定です。まだまだ、法人のキャリアパス研修は端緒についたばかりです。より充実した研修システムに育てていきます。

職員個々の資質が、利用者個々の援助に影響する事は言うまでもありません。研修には、外部派遣研修、法人主催による研修(法人研修システム)、各施設主催の研修、自己選択による研修参加、及び自己学習と個々の資質向上のためには多方面の研修があります。清心慈愛園と清心乳児園では、平成27年度外部講師による社会福祉士受験講座の開講を試みました。平成28年度からはテレビ会議を通じて富の里、篠原の里も参加しています。ソーシャルワークの向上のための親支援勉強会も実施しています。

法人としても出来る限り研修システムにおける研修、及び施設内研修を充実させていくつもりですが、各専門職における研修、資格取得のための研修、自己啓発のための研修等は法人内、施設内研修のみでは限界があります。

職員研修履歴の整備及び法人内各施設職員研修の周知に努めていきます。

職員の皆様が自主的な研修の機会を作られることを期待しています。

8 情報の保護、情報の開示と共有

平成23年度からは、USBメモリ対策の検討を運営委員会において行い、災害対策としての職員へのメール配信の整備も行いました。また、法人ホームページの適切な管理運営を継続します。

外部各種会議からの厳しい指摘により、平成26年度から社会福祉法人の財務諸表等の開示が義務付けられます。慈愛会はホームページ上で以前から財務諸表の開示は行っていますが、平成25年度から事業報告書、九州厚生局、福岡県、監査法人等の監査実績等もすでに公開しています。社会福祉法改正による情報の公表項目が法定化されましたので、さらにより透明性のある法人経営に取り組んでまいります。

平成28年1月1日より特定個人情報(マイナンバー)制度の開始に伴い、制度に対する適切な対応を法人として構築してきましたが、平成29年9月には改正個人情報保護法が施行されることとなり、個人

情報として取り扱う対象が拡充され電子データの保管や取り扱いが規定されるなど現行に合わせて調整されます。法人内各施設で適応できるよう準備します。

また、SNSを通じた法人内情報、利用者情報等の不適切な漏洩に関しても、平成27年度より注意喚起を行っていますが、さらに徹底した管理に勤めます。

今年度は、法人内各施設、委員会、施設内部間における情報の共有に向けて、法人運営委員会と連携しさらに検討します。

9 慈愛会経営組織の充実

施設機能の充実を図りながら、利用者満足の上と共に関員満足を図る組織を目指すため、風通しの良い（何でも言える）組織づくりを継続します。また、優秀な福祉・医療人材確保・育成のための組織づくりや、働きやすい職場環境のための検討、更には法人組織の機能の強化のための人事体制等具体的な検討を行います。

現状の国の財政上の逼迫及び政治の不安定さにより、外部環境の変化はさまざま、社会福祉の現場に不安定な影響を与える要因は多々あります。このような中で、より良い人材を確保し、法人理念が実行できるような人材に育てるとともに、組織自体も本来の社会福祉のあり方を遂行できるよう強く、安定した組織体制を築いていきます。

また、慈愛会の活動を地域の方々、福祉への就職を希望する学生の方々に知って頂くために、さらなる「見える化」を推進していきます。